

## 第5章

### 老人福祉事業及び介護保険事業の見込み

## 第5章 老人福祉事業及び介護保険事業の見込み

### 1 介護サービスの量の見込み

第9期計画における介護サービス量の見込みについては、市町村の介護保険事業計画における見込量を圏域及び県全域で集計したものです。

市町村においては、第8期計画での目標数値と利用（給付）実績に対する評価・分析を実施したうえで、これまでのサービス利用実績に加えて、今後の人口や高齢者数及び要介護・要支援認定者の割合を推計するとともに、地域医療構想の推進に伴う医療からの追加的需要と、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等も勘案し、介護サービス量を見込んでいます。

また、第9期の3年間だけでなく、介護保険サービスや介護人材の確保等に中長期的な視点から取り組むために、令和32（2050）年度の介護サービスの見込量も推計しました。

市町村が介護サービス見込量を算定するにあたっては、県として、第9期計画の策定の進捗と併せ、次のような取組を実施してきました。

- 県で実施した介護保険事業に係る地域差分析結果の情報提供
- 第9期計画に掲げる施策内容や目標指標の説明、それらの市町村計画への反映の助言
- 地域医療構想の推進に伴う医療からの追加的需要量を踏まえた基盤整備についての助言
- 国から示されたサービス見込量の推計手法についての助言等

今後、計画の推進においても、県として、客観的なデータの活用・分析（地域差の要因の把握と分析、課題抽出等を含む）を行うとともに、県内外の先進事例の情報収集・分析を図り、その結果を公表するとともに、市町村等と共有し、エビデンスベースで、市町村と連携・協働の下、適切な介護サービスが、過不足なく、効果的・効率的に提供されるよう努めます。

なお、市町村の介護保険事業計画の各年度における介護サービスの種類ごとの見込量は、介護保険の費用推計や被保険者の保険料算定の基礎となります。

#### 【サービスの種類について】

介護サービスの種類は次のとおりとなっています。

#### □介護予防サービス

要支援者を対象として、介護予防を目的として行われるサービスです。

#### □居宅サービス

要介護者を対象として、居宅において行われる訪問介護、または施設等に通所して行われる通所介護をはじめとするサービスです。

#### □地域密着型サービス

市町村が定める日常生活圏域を単位として提供され、利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるように行われるサービスです。

#### □施設・居住系サービス

介護保険施設に入所、また有料老人ホーム等に入居し、これらの施設において行われるサービスです。

(1) 介護予防サービスの見込量

① 介護予防訪問介護(総合事業)

居宅の要支援者等に対して、要介護状態の発生を予防または悪化の防止を目的として、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。平成27(2015)年度の法改正により、地域支援事業(総合事業)へ移行しました。地域支援事業は、高齢者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

県においては、市町村の介護保険事業計画で定める本事業の見込量を把握し、実施状況の確認と分析、課題抽出等を行いながら、これらのサービスが効果的かつ効率的に実施されるよう支援してまいります。

【単位：人/月】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

※訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAの利用見込人数の合算

② 介護予防訪問入浴介護

要支援者の居宅を入浴車等で訪問し、居宅における入浴の支援を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の保持を図るサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○回/年、令和8(2026)年度で○回/年、令和32(2050)年度で○回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

③ 介護予防訪問看護

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により行われる療養上の世話または必要な診療の補助で、在宅において、基礎疾患等を抱えている要支援者に対して、主治医の指示及び連携のもと、生活機能の向上のために、医師や看護師等に医学的管理を図る必要がある場合等に提供されるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○回/年、令和8(2026)年度で○回/年、令和32(2050)年度で○回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

④ 介護予防訪問リハビリテーション

要支援者に対して、病院または診療所等の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅を訪問し、可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、基本的動作能力または応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等其他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○回/年、令和8(2026)年度で○回/年、令和32(2050)年度で○回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑤ 介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士が通院困難な要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。基礎疾患等を抱えている者について、生活機能の向上のために、在宅において医師や看護師等に医学的管理を図る必要がある場合等に提供されます。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で〇人/年、令和8(2026)年度で〇人/年、令和32(2050)年度で〇人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑥ 介護予防通所介護(総合事業)

要支援者等が介護予防を目的として、指定介護予防通所事業所(デイサービスセンター等)に通い、入浴・食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスで、平成27(2015)年度の法改正により、地域支援事業(総合事業)へ移行しました。

地域支援事業は、高齢者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

県においては、市町村の介護保険事業計画で定める本事業の見込量を把握し、実施状況の確認と分析、課題抽出等を行いながら、これらのサービスが効果的かつ効率的に実施されるよう支援していきます。

【単位：人/月】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

※通所介護相当サービス及び通所型サービスAの利用見込人数の合算

⑦ 介護予防通所リハビリテーション

要支援者が介護予防を目的として、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所）に通い、その施設で心身の機能回復維持を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で〇人／年、令和8（2026）年度で〇人／年、令和32（2050）年度で〇人／年となっています。

【単位：人／年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑧ 介護予防短期入所生活介護

要支援者が在宅における生活行為の向上を図る中で、家庭の事情等の生活環境要因により、一時的に在宅におけるサービスの利用が困難となった場合に、生活機能の低下をきたすことのないよう短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設等）に短期間入所し、生活行為の維持・向上に向けた支援を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で〇日／年、令和8（2026）年度で〇日／年、令和32（2050）年度で〇日／年となっています。

【単位：日／年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑨ 介護予防短期入所療養介護

病状が安定期にある要支援者が短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設等）に短期間入所し、その施設で看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で〇日／年、令和8（2026）年度で〇日／年、令和32（2050）年度で〇日／年となっています。

【老健】

【単位：日／年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームに入居やケアハウス等に入所している要支援者に対して、その施設の特定施設サービス計画に基づいて、入浴・食事・排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で〇人、令和8（2026）年度で〇人、令和32（2050）年度で〇人となっています。

【単位：人】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑪ 介護予防福祉用具貸与

要支援者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑫ 特定介護予防福祉用具購入費

要支援者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具のうち、介護予防に資するものを販売するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						



⑬ 介護予防住宅改修

要支援者に対して、在宅でできるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に限り、居宅に手すりの取り付け等を行った場合の改修費が保険給付されるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑭ 介護予防支援

要支援者が介護予防サービスを適切に受けられるように、利用者の依頼を受け、その心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。この業務は、各市町村に設置されている「地域包括支援センター」が行っています。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

(2) 居宅サービスの見込量

① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

要介護者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが入浴・排せつ・食事等の介助や日常生活全般にわたる援助を行うサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で〇回/年、令和8(2026)年度で〇回/年、令和32(2050)年度で〇回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

② 訪問入浴介護

要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、居宅における入浴の支援を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の保持を図るサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で〇回/年、令和8(2026)年度で〇回/年、令和32(2050)年度で〇回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

③ 訪問看護

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により行われる療養上の世話または必要な診療の補助で、主治医の指示及び連携のもと訪問看護計画に基づいて行われるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で〇回/年、令和8(2026)年度で〇回/年、令和32(2050)年度で〇回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

④ 訪問リハビリテーション

通院困難な要介護者に対して、病院または診療所等の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、基本的動作能力または応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で〇回/年、令和8(2026)年度で〇回/年、令和32(2050)年度で〇回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士が通院困難な要介護者の居宅を訪問し、要介護者の療養上の管理及び指導を行うサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑥ 通所介護(デイサービス)

要介護者が指定通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、入浴・食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○回/年、令和8(2026)年度で○回/年、令和32(2050)年度で○回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑦ 通所リハビリテーション(デイケア)

要介護者が指定通所リハビリテーション事業所(介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所)に通い、その施設で心身の機能回復維持を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○回/年、令和8(2026)年度で○回/年、令和32(2050)年度で○回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)

要介護者が短期入所生活介護事業所(特別養護老人ホームに併設等)に入所して、その施設で入浴・食事・排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○日/年、令和8(2026)年度で○日/年、令和32(2050)年度で○日/年となっています。

【単位：日/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑨ 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

病状が安定期にある要介護者が、短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設等）に短期間入所し、その施設で看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

県全体での必要量は、介護老人保健施設では令和6（2024）年度で〇日／年、令和8（2026）年度で〇日／年、令和32（2050）年度で〇日／年となっています。介護医療院では、令和6（2024）年度で〇日／年、令和8（2026）年度で〇日／年、令和32（2050）年度で〇日／年となっています。病院・診療所等では、令和6（2024）年度で〇日／年、令和8（2026）年度で〇日／年、令和32（2050）年度で〇日／年となっています。

【老健】

【単位：日／年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

【介護医療院】

【単位：日／年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

【病院等】

【単位：日／年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑩ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームに入居やケアハウス等に入所している要介護者に対して、その施設の特定施設サービス計画に基づいて、入浴・食事・排せつ等の介護その他日常生活の世話、機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で○人、令和8（2026）年度で○人、令和32（2050）年度で○人となっています。

【単位：人】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑪ 福祉用具貸与

要介護者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸与するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑫ 特定福祉用具購入費

要介護者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を販売するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						



⑬ 住宅改修

要介護者と認定された利用者に対して、在宅で出来るだけ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に限り、居宅に手すりの取り付け等を行った場合の改修費が保険給付されるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑭ 居宅介護支援

要介護者の居宅サービス計画（ケアプラン）作成に関わる業務のほか、実際のサービス利用状況及び実施状況の把握や給付管理票の提出等の給付管理業務があり、これらのサービスを包括して居宅介護支援といいます。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

(3) 地域密着型サービスの見込み

① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを支援するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で〇回/年、令和8(2026)年度で〇回/年、令和32(2050)年度で〇回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要支援者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅生活の継続を支援するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で〇人/年、令和8(2026)年度で〇人/年、令和32(2050)年度で〇人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

一般に「グループホーム」と呼ばれるもので、認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、生活機能の向上のために介護予防を目的として、介護や機能訓練などを受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で〇人、令和8（2026）年度で〇人、令和32（2050）年度で〇人となっています。

【単位：人】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

④ 夜間対応型訪問介護

夜間の巡回による訪問介護を中心としたサービスです。

各市町村において必要量は見込まれておりません。

【単位：人／年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑤ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○回/年、令和8(2026)年度で○回/年、令和32(2050)年度で○回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑥ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせさせてサービスを提供することで、在宅生活の継続を支援するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑦ 認知症対応型共同生活介護

一般に「グループホーム」と呼ばれるもので、認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で○人、令和8（2026）年度で○人、令和32（2050）年度で○人となっています。

【単位：人】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のうち、定員が29人以下の介護専用型有料老人ホーム等がこのサービスに該当します。

県全体での必要量は令和6（2024）年度で○人、令和8（2026）年度で○人、令和32（2050）年度で○人となっています。

【単位：人】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人福祉施設のうち、定員が29人以下のものがこのサービスに該当します。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人、令和8(2026)年度で○人、令和32(2050)年度で○人となっています。

【単位：人】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑪ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○人/年、令和8(2026)年度で○人/年、令和32(2050)年度で○人/年となっています。

【単位：人/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

⑫ 地域密着型通所介護

要介護者が利用定員18人以下の指定通所介護事業所に通い、入浴・食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は令和6(2024)年度で○回/年、令和8(2026)年度で○回/年、令和32(2050)年度で○回/年となっています。

【単位：回/年】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
県全体	現在、市町村において精査・調整中					
奈良						
西和						
東和						
中和						
南和						

複合型サービス(新設)

国の動向を踏まえて記載

(4) 施設・居住系サービスの見込量

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護医療院の介護保険施設及び居住系サービスの県全体の利用者見込み数です。各市町村のサービス見込量を集計しています。

【単位：人】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
介護老人福祉施設	県全体	現在、市町村において精査・調整中					
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
南和							
介護老人保健施設	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
南和							
介護医療院	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
南和							
介護予防認知症対応型 共同生活介護	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
南和							



単位：人】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和32年度 (2050)
共同生活介護 認知症対応型	県全体	現在、市町村において精査・調整中					
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
	南和						
地域密着型特定施設 入居者生活介護	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
	南和						
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
	南和						
介護予防特定施設 入居者生活介護	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
	南和						
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
	南和						
県合計	県全体						
	奈良						
	西和						
	東和						
	中和						
	南和						

(5) 奈良県地域医療構想と奈良県保健医療計画との整合性確保に伴う医療からの追加的需要に対する対応（サービス見込量）（65歳未満は除く）

【県全体】

【単位：人】

サービス名等	令和6年度(2023)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)
介護老人福祉施設	現在、精査・調整中					
介護老人保健施設						
介護医療院						
地域密着型サービス その他(追加的需要に関するものに限る)						
合計						

【奈良圏域】

【単位：人】

サービス名等	令和6年度(2023)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)
介護老人福祉施設	現在、精査・調整中					
介護老人保健施設						
介護医療院						
地域密着型サービス その他(追加的需要に関するものに限る)						
合計						

【西和圏域】

【単位：人】

サービス名等	令和6年度(2023)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)
介護老人福祉施設	現在、精査・調整中					
介護老人保健施設						
介護医療院						
地域密着型サービス その他(追加的需要に関するものに限る)						
合計						

【東和圏域】

サービス名等	令和6年度(2023)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)
介護老人福祉施設	現在、精査・調整中					
介護老人保健施設						
介護医療院						
地域密着型サービス その他(追加的需要に関するものに限る)						
合計						

【単位：人】

【中和圏域】

【単位：人】

サービス名等	令和6年度(2023)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)
介護老人福祉施設	現在、精査・調整中					
介護老人保健施設						
介護医療院						
地域密着型サービス その他(追加的需要に関するものに限る)						
合計						

【南和圏域】

【単位：人】

サービス名等	令和6年度(2023)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)	全サービス見込量	医療からの追加的需要(左の内数)
介護老人福祉施設	現在、精査・調整中					
介護老人保健施設						
介護医療院						
地域密着型サービス その他(追加的需要に関するものに限る)						
合計						

## 保険医療計画（地域医療構想）と介護保険事業（支援）計画の整合性の確保

### ■背景・概要

効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの両者を構築するためには、保健医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保し、一体的に取組を推進していく必要があります。

2018年（平成30年）以降、保健医療計画と介護保険事業（支援）計画の改定のサイクルが一致することとなり、整合性を取った取組を進めています。第9期介護保険事業（支援）計画においても引き続き、医療と介護の整合性を確保し、適切なサービスが受けられる体制の整備に取り組めます。

### ■整合性を確保する事項

保険医療計画の一部である地域医療構想（平成28年3月策定）においては、法令等に基づき、2013年度の実受療率と2025年度の推計人口等のデータを用いて2025年度（令和7年度）の機能毎の医療需要及び必要病床数を推計しています。推計にあたっては、慢性期病床への入院患者のうち、以下に該当する患者数は「介護老人保健施設及び居宅等における医療等によって対応が可能な数」（以下「介護施設・在宅医療等対応可能数」という。）として算定し、入院医療需要からは除外しています。

- ① 一般病床において、医療資源投入量がC3（175点）未満となる患者の総数
- ② 療養病床における医療区分1の患者数の70%に相当する数
- ③ 療養病床の入院受療率の地域差解消分に相当する数

この介護施設・在宅医療等対応可能数について、医療と介護それぞれにおいて、適切な受け皿の整備を進めていく必要があります。

### ■方法と結果

①については、外来医療での対応を基本とし、在宅医療の受け皿整備の対象とはしない考えが国から示され、県においても同様の考え方としています。

②③については、どのような医療・介護サービスを受け皿としていくかを関係課及び市町村と協議しました。その結果、2026年度時点で、施設系介護サービスが受け皿となる需要が1,151人/日、在宅医療と居宅系介護サービスが受け皿となる需要が295人/日となり、保健医療計画と介護保険事業（支援）計画にそれぞれ反映した上で、医療需要と介護需要を算定しています。

なお、外来医療が受け皿となる需要は、2026年度以降の新たな地域医療構想において推計することが見込まれるため、今回は推計していません。

また、地域医療構想における推計は2025年度までであることから、今般の計画策定にあたり、国から「2026年度の数値は2025年度の数値を横置きすることを基本とする」旨の考え方とこれを基礎づけるデータが示されたため、県においても同様の考え方で推計をしています。ただし、「地域差解消分は2030年まで取り組む」とした特例地域（南和構想区域）については、2030年まで比例的に増加する想定で推計しています。

## 2 介護保険施設等の整備

介護保険施設等の整備については、第9期計画の施設・居住系サービス利用者見込み数が確保できるよう、現在の施設等の整備状況や地域及び府県域を越えた施設等の利用実態を踏まえながら、必要入所（利用）定員総数を算出し、計画的な施設整備の促進を図ります。なお、地域密着型の施設については、各市町村による必要入所（利用）定員総数を集計しています。

### (1) 介護保険施設の必要入所定員総数

地域密着型介護老人福祉施設を除く、介護保険施設については、各市町村の利用者見込みの集計値に他府県及び地域毎の状況等を勘案し、必要入所定員総数を算出しました。

#### ■介護老人福祉施設

【単位：床】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人福祉施設	奈良	現在、精査・調整中			
	西和				
	東和				
	中和				
	南和				

※令和5年度は年度末の定員総数（第8期計画期間中までの選定済みを含む）

#### ■介護老人保健施設

【単位：床】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人保健施設	奈良	現在、精査・調整中			
	西和				
	東和				
	中和				
	南和				

※令和5年度は年度末の定員総数（第8期計画期間中までの選定済みを含む）

■介護医療院

【単位：床】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護医療院	奈良	現在、精査・調整中			
	西和				
	東和				
	中和				
	南和				

■地域密着型介護老人福祉施設

【単位：床】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域密着型介護老人 福祉施設	県全体	現在、精査・調整中			
	奈良				
	西和				
	東和				
	中和				
	南和				

※令和5年度は年度末の定員総数

(2) 居住系サービスの必要利用定員総数

混合型特定施設については、各市町村の介護サービス利用者見込みの集計値に他府県及び地域毎の状況を勘案するとともに、介護認定を受けておられない方が住まいとして利用される人数も勘案し、必要利用定員総数を見込みました。

なお、各市町村において、介護専用型特定施設の必要利用定員は、見込まれておりません。

■混合型特定施設

【単位：床】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
混合型特定施設	奈良	現在、精査・調整中			
	西和				
	東和				
	中和				
	南和				

※令和5年度は年度末の定員総数（第7期計画期間中までの選定済みを含む）

■地域密着型特定施設

【単位：床】

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域密着型 特定施設	県全体	現在、精査・調整中			
	奈良				
	西和				
	東和				
	南和				

※令和5年度は年度末の定員総数

**(3) 特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数**

第9期計画では、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている現状を踏まえて、将来に必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込む必要があります。奈良県における（令和2年4月1日現在）特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数は以下のとおりです。

■特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

【単位：床】

		令和5年度 (2023)
特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	奈良	現在、 精査・ 調整中
	西和	
	東和	
	中和	
	南和	

出典) 県福祉医療部調べ



### 3 高齢者福祉施設の整備

---

① 養護老人ホーム

市町村が定める市町村老人福祉計画の需要量を勘案しながら、既存施設の有効活用を図るとともに、引き続き整備のあり方を検討します。

② 軽費老人ホーム

市町村が定める市町村老人福祉計画の需要量を勘案しながら、既存施設の有効活用を図るとともに、引き続き整備のあり方を検討します。

③ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

市町村と連携を図り、地域の実情を踏まえながら、引き続き整備のあり方を検討します。

④ 老人福祉センター

老人福祉センターにおける高齢者の在宅生活を支援するため、各種相談、高齢者の機能回復訓練、教養講座、介護予防事業など事業実施を促進します。

⑤ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)

平成18(2006)年度より一部は地域包括支援センターに移行しましたが、今後とも高齢者福祉に関する専門的な情報提供、夜間等の緊急対応を含む相談・指導、居宅介護を受ける高齢者及びその家族等と事業者との連絡調整、その他の援助を総合的に行うことにより、高齢者の地域ケアを支える機能を果たしていくよう支援します。



## その他

### 計画の策定体制等

## 計画の策定体制等

### (1) 計画策定委員会の設置

第9期計画の策定にあたっては、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の関係団体、議会、市町村、住民の各代表者から幅広い意見を聴き、計画に反映させました。

### (2) 県民意見の反映

令和4（2022）年度において、県民およそ1万8千人を対象に「高齢者の生活・介護等に関する県民調査」を実施し、県民の生活・介護、介護事業所の運営、介護事業者の就業、医師・民生委員の協力などの実態を広範かつ綿密に調査しました。第9期計画は、この調査により浮かび上がった奈良県の高齢者の置かれている現状や課題、県民ニーズを踏まえ策定するものです。

### (3) パブリックコメントの実施

第9期計画は、県の施策に関する基本的な計画決定及び重要な変更にあたることから、「奈良県パブリックコメント手続要綱（令和5（2023）年4月1日施行）」に基づき、広く県民の意見を募集します。

### (4) 庁内関係部局との連携

本計画が高齢者に対する総合的な健康長寿対策、生活支援対策となるよう、医療政策局や県土マネジメント部などの関係部局と連携して計画の策定を行いました。

【参考】

○奈良県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和二十八年三月三十一日

奈良県条例第四号

奈良県附属機関に関する条例をここに公布する。

奈良県附属機関に関する条例

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第一条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に関する重要事項についての審議に関する事務

# ○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十号

改正 平成三〇年三月三〇日規則第三三号

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則をここに公布する。

## 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 保健、医療又は福祉の関係団体を代表する者
- 三 県議会の議員
- 四 県の区域内の地方公共団体を代表する者
- 五 住民を代表する者

(任期)

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、福祉医療部医療・介護保険局介護保険課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会名簿

<任期>R5. 7. 7～R6. 3. 31

氏名		所属名・役職名等
委員長	今村 知明	公立大学法人 奈良県立医科大学 公衆衛生学講座教授
委員長代理	鉄村 信治	一般社団法人 奈良県医師会 理事
委員	平山 隆浩	一般社団法人 奈良県歯科医師会 常務理事
委員	玉利 佳代子	奈良県老人福祉施設協議会 副会長
委員	南 尚希	奈良県老人保健施設協議会 会長
委員	飯田 明子	奈良県地域包括・在宅介護支援センター協議会 理事
委員	下城 明子	一般社団法人 奈良県訪問看護ステーション協議会
委員	中村 貴信	公益社団法人 奈良県理学療法士協会 理事
委員	川口 延良	奈良県議会厚生委員会 委員長
委員	上田 清	奈良県市長会 大和郡山市長
委員	栗山 忠昭	奈良県町村会 川上村長
委員	黒飛 文子	一般財団法人 奈良県老人クラブ連合会 副会長・女性部会部会長
委員	池本 昌弘	公益財団法人奈良県労働者福祉協議会 専務理事
委員	増田 智子	公募委員
委員	三浦 康代	公募委員

○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則第六条の専門委員

<任期>R5. 7. 10～R6. 3. 31

氏名	所属名・役職名等
田中 明美	生駒市特命監

## ○高齢者の生活・介護等に関する県民調査の概要

### 1 調査の目的

- ①「奈良県高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業支援計画」の策定
- ②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのしくみである「地域包括ケアシステム」の構築・深化など、今後の高齢者福祉行政を展開する上での基礎データの収集

### 2 調査時期

令和4（2022）年9月2日～令和4（2022）年10月31日

### 3 調査地域

奈良県内全域（全市町村）

### 4 調査方法

アンケート調査票の郵送配布、郵送回収により実施

### 5 調査対象者及び回収状況

調査対象区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
若年者（40～64歳）	2,100件	875件	41.7%
要介護認定を受けていない 65歳以上の高齢者	1,800件	960件 ※1,120件	53.3% ※62.2%
要介護認定者とその家族	1,000件	453件	45.3%
介護保険施設入所者	1,200件	405件	33.8%
サービス事業所	2,672件	1,054件	39.4%
介護サービス従事者	5,697件	1,907件	33.5%
ケアマネジャー	748件	390件	52.1%
医師	978件	490件	50.1%
民生委員	800件	669件	83.6%
市町村・地域包括支援センター	108件	108件	100.0%
認定調査員	830件	594件	71.6%
合計	17,933件	7,905件	44.1%

※の件数は、要支援・要介護認定を受けている高齢者を含んだ数。

当該調査における「要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者」の有効回収数及び有効回収率には、要支援・要介護認定を受けている高齢者を除外した件数（上段）を用いた。

### 6 調査内容

＜若年者、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者、要介護認定者とその家族、介護保険施設入所者＞

心身の状況、健康づくり・健康管理・介護予防の状況、日常生活の状況、日常の楽しみや生きがい、地域とのかかわり、安全・安心に関する不安等、介護保険や介護の意向等 など

＜サービス事業所、介護サービス従事者、ケアマネジャー＞

経営や事業所運営の状況、現在の仕事の状況、職場環境の状況、サービスの質の確保の取組、医療ニーズへの対応、関係機関との連携状況、地域包括ケアの推進体制 など

＜医師、民生児童委員、市町村・地域包括支援センター、認定調査員＞

在宅医療の実施状況、地域包括ケアの推進体制、高齢者への支援の実施状況、認定調査業務の状況 など



## 資料編

調整中

